



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全国歯報

2017.9 81号



## 新理事長就任挨拶

# 三塚 憲二

### 【略歴】

三塚 憲二（昭和22年2月12日生）  
日本歯科大学卒業

- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）
  - 平成20年4月～平成23年3月 理事
  - 平成23年4月～平成25年7月 常務理事
  - 平成25年8月～平成29年7月 副理事長
  - 平成29年8月～現在 理事長
- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（山梨県支部）
  - 平成17年4月～平成25年7月 支部長
- ◆山梨県歯科医師会関係
  - 平成15年4月～平成25年6月 会長
- ◆日本歯科医師会関係
  - 平成25年6月～平成27年6月 副会長
- ◆日本歯科医師連盟関係
  - 平成21年4月～平成23年3月 副会長
- ◆日本歯科大学関係
  - 平成27年4月～現在 日本歯科大学生命歯学部客員教授
- ◆山梨県教育委員会関係
  - 平成29年4月～現在 教育委員

平成29年7月23日の第81回通常組合会において、新理事者のご推挙により理事長を拝命しました。

全国歯科医師国民健康保険組合（以下、全歯国保という）は、言うまでもなく、国民健康保険法に基づき、組合員、組合員の世帯に属する被保険者の健康保持・増進のための保健事業を展開することが、その大きな目的となっています。そのためには私達、全歯国保のより健全な運営と魅力溢れる組織の構築が不可欠と考えています。

しかしながら、国の過酷なまでの制度改革による国庫補助削減、少子高齢化に伴う1種組合員などの被保険者の減少、また高額薬剤、高度医療による医療費の増加など、当組合を取り巻く環境は厳しく、ますます予断を許さない状況となっています。

そこで、まず国庫補助については、各支部の協力により、平成27年度の所得調査で定率補助率30%が適用され段階的に引き下げとなったものの、平成31年度以降については、調査結果により補助率も変動していくことが考えられるため、抜本的な対応を視野に入れるべく、今後は早期に日本歯科医師連盟との緊密な関係を構築すべきと考えています。

次に組合員減少については、現在、日本歯科医師会（以下、日歯という）会員が約65,000人に対し、2060年度には会員の減少が進み40,000人弱となり、会員の平均年齢も60歳を超えるという予測に鑑み、日歯の会員対策と連動しての対応をはかりたいと考えています。

また、医療費の増加についての対応としては、国保組合事業の基本に立ち返り、よりきめ細やかな疾病予防と健康管理のための保健事業の充実をはかり、医療費の抑制をと考えています。そのためには、対内的に各理事の執行業務範囲や責任の所在を明確にし、より効率的な信頼される執行を行い、かつ事務局機能の更なる改革と、ICTなどの活用により高機能化をはかり、事務職員一人ひとりの役割をさらに明示し、指示命令システムを確立する必要があります。その上でホームページの充実をはかり、組合員に対しての情報をわかりやすく、より迅速に提供できる体制を整えたいと思います。

次世代に持続可能な、より健全な組合組織の構築と組合員の目にみえる形での運営をはかる所存です。

ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成29年8月1日

## 第81回 通常組合会

# 第7代理事長に山梨県支部選出理事の三塚憲二先生を選任 平成28年度事業報告、歳入歳出決算を承認

平成29年7月23日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル・フクラシア東京ステーション「6D」にて第81回通常組合会が開催され、平成28年度事業報告、歳入歳出決算、決算剰余金処分及び役員退職慰労金積立金の処分について審議を受け、原案の承認を得た。

また平成29年7月31日の任期満了に伴う役員改選を行い、各支部より選出された理事20名が承認され、新理事による役員選任理事会で第7代理事長に山梨県支部の三塚憲二先生が選任された。また監事には滝澤隆先生（長野県支部）、箱崎守男先生（岩手県支部）を再選任、組合会での承認を経て新執行部体制が発足した。



## ■議長挨拶（要旨） 中屋敷議長

第81回通常組合会を開催いたします。本日の組合会は、平成28年度の事業報告及び歳入歳出決算等の重要案件と共に、役員選任のため組合会を途中で暫時休憩し、「役員選任理事会」並びに「地区代表委員会」が開催されます。円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



中屋敷議長

松岡副議長

## ■開会の辞（要旨） 仲佐副理事長

本日は猛暑の中、ご出席いただきありがとうございます。ごぞいます。

本日の議案は平成28年度の事業報告及び決算、平成29年8月からの新理事長、新監事の選任が大きな議事であります。長年にわたりこの組合を引っ張っていただいた尾上理事長は今回でご勇退を表明されております。

国保組合の運営は、ますます厳しくなっております。どうか忌憚のない意見を頂きまして、実りのある組合会にしていただきますようによりしくお願いいたします。それでは、第81回通常組合会を開催いたします。



## ■理事長挨拶 尾上理事長



本日は大変暑い中、第81回通常組合会にご出席いただきありがとうございます。

国民健康保険制度は、これまで市町村が行ってきた国保運営を都道府県が財政運営の責任主体となるといった大きな改革を控えています。この改革は、国民皆保険の最後の拠り所としての国保を次の世代まで伝えていくために進められたものであり、国保としては今までにない大改革であります。国保制度の一員である我々国保組合も、所得水準に応じた補助率に改定されており、その国保の再構築に国や県等と力をあわせて取り組んでいるといえます。

さて、現理事の任期が7月末であり、本日の第81回通常組合会において次期理事が承認され、8月より新理事による組合運営がスタートいたします。

理事長としては2期4年勤めさせていただき、その間に副理事長、監事、副議長の削減、組合会議案書の

業者製本の廃止などの経費削減をはかり、また、先を見据えた保険料の段階的かつ小幅な引き上げ、積立金の運用改善（利率の高い仕組み預金への移管）など、安定収入の確保に努めて参りました。

そしてこの間、最大の懸案であった国庫補助金削減については、歯科界全体の問題として考え、当初は全歯連の他の国保組合と共に全国一致団結して運動していこうとしましたが、どういうわけか全体では動こうとせず、我々全国歯のみ運動となりました。

皆様方には大変なご苦勞をおかけしましたが、役員としましては被保険者に対する責任がありますので、国会議員、関係省庁、関係団体に我々の主張を丁寧に説明を行い、直近での所得調査の再実施を全国歯のみ実現し、結果的には、直近の実態で国庫補助金が再算定されたことは大きな成果であったと思っています。

国として社会保険診療報酬支払基金、国保中央会と共にまとめたデータヘルス改革がプラットフォーム移行に向けて準備が進んでいます。国保組合としても、健康、医療、介護の情報をICTでまとめていく計画です。これからますます健康に目を向けて進めていかなければならないかと思えます。

本日、理事長挨拶として配布しました資料に、2期4年間で実施してきました24項目の施策等をまとめております。お目通しいただければ幸いです。これもひとえに優秀な齊藤専務理事をはじめ事務局のお力添えと理事会のご理解、組合会の先生方のご協力あってこそだと思っております。

理事長を務めた4年間は全国歯を次の世代まで継続していくために、皆様方と一丸となって運営し、大きな成果を得られたことに心から感謝申し上げます。

## 尾上執行部2期4年間（平成25年8月～29年7月）で実施してきた主な施策等

### ○直近での所得調査の実施

平成26年度所得調査の結果、国庫補助22%とされたが、直近の状況により再判定していただきたいと要望、平成27年度所得調査（手上げ方式で国保組合では全国歯のみ実施）の結果、国庫補助30%となる。

### ○役員・議長団の定数改正

副理事長を5名から3名、監事を3名から2名、副議長を2名から1名。

### ○諸会議資料の統一化

常務会、理事会等の資料はA4横に統一し、見やすさを重視した。

### ○傷病手当金及び傷病見舞金の支給条件緩和

支給条件として、平成26年度より入院1日目から支給することとした。

### ○段階的かつ小幅な保険料（基礎賦課額均等割）の引き上げ

	26年度	27年度	28年度	29年度
1種組合員	800円引上	800円引上	据え置き	据え置き
2種組合員	500円引上	500円引上	据え置き	据え置き
3種組合員	500円引上	500円引上	据え置き	据え置き
1種組合員家族	800円引上	800円引上	据え置き	据え置き
2種組合員家族	500円引上	500円引上	据え置き	据え置き
3種組合員家族	500円引上	500円引上	据え置き	据え置き

### ○職員退職手当規程の一部改正

支部職員の退職に伴う退職金の額について、府県歯科医師会の退職手当規程も考慮していたものを廃止し、全国歯の規程で行うこととした。

## ○所得割賦課額の一部改正

1種組合員及び後期高齢者組合員の開設する同一医療機関において、免除される2人目以降の範囲を夫婦・親子であったものを平成27年度より兄弟姉妹を追加した。

また、後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は平成27年度より後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課することとした。

## ○国民歯科問題議員連盟総会への出席

国庫補助削減問題に対する全国歯の運動として本部理事全員で出席。

## ○葬祭費及び死亡見舞金の引き上げ

1種組合員	20万円から30万円
2種組合員	10万円から15万円
1種組合員家族	5万円から10万円
2種組合員家族	5万円から10万円
3種組合員家族	5万円から10万円
後期高齢者組合員	20万円から30万円
後期高齢者組合員家族	5万円から10万円

## ○国保事業安定積立金の設置

大幅な国庫補助の削減に対応するための財源の確保と単年度予算上の明確化のために新たに積立金を設置した。

## ○職員への日歯福祉年金及び日歯互助会の掛金等支給廃止

## ○表彰規程の一部改正

推薦基準にある「組合の役員」に従来含まれていなかった監事を含めた。

## ○全国歯として顧問弁護士を置いた

顧問弁護士として中西真也弁護士と契約。

## ○コンプライアンス研修会の実施

27年度	各支部担当理事及び職員を対象
28年度	本部役員対象
29年度	職員対象

## ○後期高齢者組合員に対する保健事業の拡充

節目健診事業を追加した。

## ○ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品使用促進策の一環として、ジェネリック医薬品を使用した場合の先進医薬品との価格差を被保険者に通知する事業を実施した。

## ○マイナンバー導入にかかる安全管理措置に関する規程を整備

安全管理措置に関する規程として、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、運用管理規程、機密文書管理規程を新たに整備した。

## ○3種女性組合員一人親世帯に対する保険料免除対象者の拡大

3種女性組合員が扶養する義務教育終了までの子のうち2人目以降の子が保険料免除されており、1人目については免除されていなかったが、平成28年度より後期高齢者支援金等賦課額を免除することとした。

## ○インフルエンザ予防接種補助金の引き上げ

平成28年度より、補助限度額2千円から3千円に引き上げた。

## ○特別支部運営費交付基準の一部改正

実績交付分を単独国保組合に近い収支による算定方法に改正した。

## ○職員手当に子女教育手当を新設

高校・大学等に在学する子を扶養する職員に対し、平成29年度より手当を支給することとした。

## ○役員報酬・役員退職慰労金の改正

次期以降の役員報酬額及び役員退職慰労金額の適正をはかるため報酬・給与等審議会を設置し、職責に応じた報酬額及び役員退職慰労金額に改正した。

## ○高額レセプトに対し三次点検を実施

連合会委託の一時点検・二次点検の他に、平成29年度から東京事務所内に点検用の部屋を整備し、専門知識を有する方に依頼して高額なレセプトに対し全国歯独自の三次点検を行うこととした。

## ○メンタルヘルス事業の実施

電話によるメンタルヘルスカウンセリングが受けられる事業を平成29年度より実施した。

第1号議案 平成28年度事業報告について

齊藤専務理事

I 概況



平成27年度の所得調査の結果により定率補助率30%が適用され、5年間かけて段階的に引き下げとなり、平成28年度はその引き下げの初年度であった。

28年度の決算状況には、定率補助率は0.4%引き下げの31.6%と引き下げ幅も小さく、国庫補助削減に対する激変緩和措置及び特別積立金等法定額の引き下げなどもあり、保険料を据え置いても大きな影響は見られなかったものの、32年度に向けて年々補助率が引き下げられ、激変緩和措置も時限的であること、また、高額薬剤や高度医療による医療費の増加、人口減少や高齢化に伴う被保険者数の減少など、組合運営が厳しくなる要因は今後ますます増大するため、今後とも予断を許さない状況となっている。

また、現在適用されている定率補助率30%については、次回の所得調査が平成30年度に実施され、次々回以降の調査は3年に1度の頻度で実施されるため、平成30年度以降の調査結果によっては31年度以降、適用となる補助率が変動していくこととなる。

平成28年度の医療費は97億4千万円（療養給付費68億8千万円）となり、前年度に比べて6千5百万円（療養給付費3千3百万円）の増加となった。医療費の内訳を診療種別でみると、入院28億3千万円（構成割合29.0%）入院外44億5千万円（34.3%）、歯科4億2千万円（4.3%）、調剤19億4千万円（20.0%）となっている。

医療費の伸び率は0.7%。診療種別では、入院3.0%、入院外0.8%、歯科0.8%、調剤▲4.7%となっている。

参考として厚生労働省発表の平成28年度国民医療費の動向は、平成28年4月～12月までの9ヶ月分であるが、診療種別構成割合は、入院38%、入院外34%、歯科7%、調剤18%。対同期比の医療費の伸び率は0.2%。診療種別では、入院1.3%、

入院外0.5%、歯科1.7%、調剤▲3.3%であった。

特に調剤について、平成27年度は、ソバルディ錠、ハーボニー配合錠等の高額なC型肝炎治療薬の影響があったが、28年度薬価改定で販売額が巨額な医薬品への特例的な市場拡大再算定を導入し、ソバルディとハーボニーはこの対象として、28年4月から薬価を引き下げている。また、非小細胞肺癌への適用拡大により、売上額が当初の予測より巨額になった抗がん剤オプジーボへの緊急的な対応として、平成30年度の次期薬価改定を待たず29年2月より改定が実施された。

① 資格確認調査の実施

平成25年度の調査から3年が経過し、平成28年度資格確認調査を行った。

② 国庫補助率(定率分)

平成28年度から5年間をかけて国庫補助率が下げられる1年目の年。

○ 医療分

一般被保険者

平成28年度 32.0% → 31.6% 0.4%の減

組合特定被保険者

平成28年度 13.0%

○ 介護納付金分

一般被保険者

平成28年度 32.0% → 31.6% 0.4%の減

組合特定被保険者

平成28年度 16.4% → 16.3% 0.1%の減

○ 後期高齢者支援金分

一般被保険者

平成28年度 32.0% → 31.6% 0.4%の減

組合特定被保険者

平成28年度 16.4% → 16.3% 0.1%の減

③ 保険料の据え置き

国庫補助率の削減に対応するために、平成26年度から3年間をかけて保険料を引き上げることとしていたが、平成27年度の所得調査により、市町村民税課税標準額に応じた国庫補助率が平成32年度における国庫補助率が8ポイント上がったため、保険料引き上げを2年間として、平成28年度は、すべての保険料を据え置いた。

- ④ インフルエンザ予防接種補助金の引き上げ  
インフルエンザ混合ワクチン(3価から4価)の単価引き上げに対応するために、インフルエンザ予防接種補助金を1人当たり限度額、2,000円から3,000円に引き上げた。
- ⑤ 後期高齢者組合員の節日健診事業の実施(新規)  
後期高齢者組合員と後期高齢者組合員の被保険者である配偶者が、当該年度中に受診した健診に対して30,000円を限度として補助することとした。
- ⑥ 3種女性組合員の一人親の世帯の保険料免除(1人目の免除を新規)  
3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までは、1人目は後期高齢者支援金等賦課額(月額3,300円)を免除し、2人目以降は基礎賦課額(均等割賦課額月額6,000円)、後期高齢者支援金等賦課額(月額3,300円)を免除することとした。
- ⑦ コンプライアンス研修会を実施
  - 日時 平成29年3月8日(水) 11時～12時30分
  - 場所 フクラシア東京ステーション
  - 講演者 中西真也弁護士(当組合顧問弁護士)
  - 研修対象者 本部理事 東京事務所職員

## II 事業の実施状況

### 1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

#### (1) 種別被保険者数(平均)

種別		平成28年度	平成27年度	伸び率
組合員	1種	11,468	11,510	▲0.36
	2種	1,302	1,279	1.80
	3種	26,129	25,893	0.91
	計	38,899	38,682	0.56
家族	1種	21,518	22,018	▲2.27
	2種	979	982	▲0.31
	3種	4,013	3,984	0.73
	計	26,510	26,984	▲1.76
合計	1種	32,986	33,528	▲1.62
	2種	2,281	2,261	0.88
	3種	30,142	29,877	0.89
	計	65,409	65,666	▲0.39

#### 【再掲】

#### 前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	2,375	-	8,390	700
	2種	22	-	422	935
	3種	252	-	9,157	12,875
	計	2,649	-	17,969	14,510
家族	1種	1,642	1,574	7,096	1,580
	2種	21	374	109	650
	3種	272	474	696	2,078
	計	1,935	2,422	7,901	4,308
合計	1種	4,017	1,574	15,486	2,280
	2種	43	374	531	1,585
	3種	524	474	9,853	14,953
	計	4,584	2,422	25,870	18,818

※1種組合員、2種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数 (平均)

平成 28 年度	平成 27 年度	伸び率
934	906	3.09

2. 保険料収納の状況

種 別	平成 28 年度			平成 27 年度			収納額の 伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基 礎 賦課額	均等割	6,313,163,500	6,306,644,500	99.90	6,319,491,300	6,312,688,100	99.89	▲ 0.10
	所得割	2,584,865,493	2,582,400,569	99.90	2,577,438,988	2,574,622,601	99.89	0.30
後期高齢者支援金等賦課額		2,556,076,200	2,553,343,400	99.89	2,588,803,800	2,585,982,200	99.89	▲ 1.26
介護納付金賦課額		1,148,591,000	1,146,918,600	99.85	1,135,078,300	1,133,461,400	99.86	1.19
後期高齢者賦課額		55,875,000	55,815,000	99.89	54,270,000	54,170,000	99.82	3.04
合 計		12,658,571,193	12,645,122,069	99.89	12,675,082,388	12,660,924,301	99.89	▲ 0.12

(注1) 滞納繰越金を含まず。

(注2) 平成 28 年度保険料免除額 3 種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者 (基礎賦課額 16,746,000 円、後期高齢者支援金等賦課額 32,752,500 円、合計 49,498,500 円)

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成 28 年度	平成 27 年度	伸び率
事務費負担金	42,610,705	42,544,418	0.16
療養給付費補助金	3,173,642,090	3,039,838,328	4.40
後期高齢者支援金補助金	1,109,869,644	935,326,298	18.66
介護納付金補助金	691,047,853	515,435,105	34.07
出産育児一時金等補助金	85,510,000	74,165,000	15.30
高額医療費共同事業補助金	16,748,000	14,934,000	12.15
特別調整補助金	66,664,000	53,964,000	23.53
特定健康診査等補助金	3,183,000	4,663,000	▲ 31.74
災害臨時特例補助金	2,239,000	2,361,000	▲ 5.17
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	70,699,000	75,292,000	-
合 計	5,262,213,292	4,758,523,149	10.59

(注) 記載の無い国庫支出金項目については、平成 28 年度及び平成 27 年度共に交付金無し。

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7 割給付
②家族	7 割給付
③義務教育就学前の者	8 割給付
④前期高齢者 (70 ~ 74 歳)	
・ 現役並み所得者	7 割給付
・ 一般所得者で平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 ~ 74 歳となっている者	9 割給付
・ 一般所得者で平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳となる者	8 割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	平成 28 年度	平成 27 年度	伸び率
4 月	575,961,470	566,153,671	1.73
5 月	532,194,136	521,732,610	2.01
6 月	574,201,571	546,905,543	4.99
7 月	553,242,617	568,779,651	▲ 2.73
8 月	561,381,252	522,754,500	7.39
9 月	575,644,305	552,571,347	4.18
10 月	584,778,613	605,900,026	▲ 3.49
11 月	559,768,204	541,426,783	3.39
12 月	615,960,245	601,599,930	2.39
1 月	538,189,450	548,796,472	▲ 1.93
2 月	565,871,089	603,107,901	▲ 6.17
3 月	641,464,968	665,675,947	▲ 3.64
合計	6,878,657,920	6,845,404,381	0.49
年間月平均	573,221,493	570,450,365	0.49

(3) 総医療費の状況

診療月	平成 28 年度	平成 27 年度	伸び率
4 月	816,148,714	800,820,005	1.91
5 月	753,197,448	737,126,064	2.18
6 月	814,274,975	772,938,020	5.35
7 月	784,482,048	804,620,838	▲ 2.50
8 月	796,248,690	740,305,926	7.56
9 月	815,330,819	782,358,776	4.21
10 月	826,651,531	857,034,214	▲ 3.55
11 月	791,845,102	764,550,144	3.57
12 月	871,716,924	849,770,280	2.58
1 月	761,677,914	775,757,028	▲ 1.81
2 月	799,697,068	851,763,912	▲ 6.11
3 月	907,954,033	937,974,704	▲ 3.20
合計	9,739,225,266	9,675,019,911	0.66
年間月平均	811,602,106	806,251,659	0.66

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
33,187	289,957,653	32,544	270,512,582	1.98	7.19

(6) 高額療養費の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,651	610,864,488	5,400	575,315,038	4.65	6.18

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
850	357,588,710	805	336,884,310	5.59	6.15

(注) 直接支払の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
76	17,200,000	75	15,250,000	1.33	12.79

(10) 療養費の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,222	103,016,821	24,527	103,547,414	▲ 1.24	▲ 0.51

(11) 移送費の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(12) 傷病手当金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,468	53,662,000	1,445	54,423,000	1.59	▲ 1.40

5. 高額医療費共同事業の状況

項 目		平成 28 年度	平成 27 年度	伸び率
収 入	交付金	299,025,000	267,407,000	11.82
	国庫補助金	16,748,000	14,934,000	12.15
	収入合計	315,773,000	282,341,000	11.84
支 出	拠出金	336,400,000	253,287,000	32.81
	支出合計	336,400,000	253,287,000	32.81
収支差額		▲ 20,627,000	29,054,000	▲ 171.00

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,550,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 440 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
31,000,000	65,636	28,879,840	59,879,840

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75 歳未満)

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,499	90,070,341	3,536	92,527,893	▲ 1.05	▲ 2.66

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,455	64,484,080	21,210	41,979,840	5.87	53.61

(注) 1 人当たりの補助金の限度額を 2,000 円から 3,000 円へ引き上げ。

(4) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成 28 年度				平成 27 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
31,118	5,794	18.62	44,571,989	30,572	5,474	17.91	41,536,792

② 特定保健指導の実施状況

平成 28 年度				平成 27 年度			
該当者	利用者	実施率	支給額	該当者	利用者	実施率	支給額
740	7	0.95	55,512	772	9	1.17	48,156

(5) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(6) 医療費通知の実施状況

年 6 回 (2 カ月間の診療分ごとに通知) 実施。

(7) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
202	20,720,000	210	19,876,000	▲ 3.81	4.25

② 死亡見舞金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
52	15,500,000	51	14,500,000	1.96	6.90

③ 節目健診事業助成金の支給状況

平成 28 年度		平成 27 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25	703,735	-	-	-	-

- (8) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況  
年2回（平成28年8月、平成29年2月）実施。

7. レセプト点検事業の実施状況（平成27年度点検分）

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,156,000	5,457,490	▲ 698,510	6,156,000	5,457,490

8. 広報活動の実施状況

- (1) 組合報「全国歯報」を年2回発行  
(2) ホームページ活用の実施

9. 組合員の被保険者資格の確認調査

平成25年度に引き続き、2回目の組合員資格確認調査を平成28年9月に実施した。

### III 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

### IV 事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 平成28年4月22日(金)13時～17時  
平成28年4月23日(土)9時～12時  
(2) 場所 新横浜国際ホテル  
南館マナーハウス4階 ブループラム

(3) 研修内容

- ①全国歯の予算・決算について
- ②基幹システムの変更点について
- ③組合規約及び規程等の改正について
- ④栃木県による指導監督結果について
- ⑤個人番号（マイナンバー）関係について
- ⑥組合員資格の再確認について
- ⑦保険料賦課額免除の拡大について
- ⑧第三者行為求償事務の取り組み強化について
- ⑨国保ヘルスアップ事業について

2. 東京事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 平成28年8月24日(水) 10時  
(2) 場所 東京事務所 会議室  
(3) 研修内容

- ①療養費・その他給付について（海外療養費・傷病見舞金）
- ②平成28年度組合員の被保険者資格確認調査について
- ③健診事業に関する意見交換
- ④創立40周年記念式典等及び記念誌スケジュール（案）について

### V 諸会議の開催

1. 組合会

会議名	開催日	開催場所
第79回通常組合会	平成 28 年 7 月 31 日 (日)	フクラシア東京ステーション
第80回通常組合会	平成 29 年 3 月 26 日 (日)	フクラシア東京ステーション

2. 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成 28 年 6 月 29 日 (水)	フクラシア東京ステーション
第2回理事会	平成 28 年 12 月 10 日 (土)	ロワジュールホテル那覇
第3回理事会	平成 29 年 3 月 8 日 (水)	フクラシア東京ステーション

3. 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成 28 年 5 月 19 日 (木)	東京事務所
第2回常務会	平成 28 年 10 月 12 日 (水)	東京事務所
第3回常務会	平成 29 年 2 月 22 日 (水)	東京事務所
第4回常務会	平成 29 年 3 月 26 日 (日)	フクラシア東京ステーション

4. 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成 28 年 6 月 29 日 (水)	フクラシア東京ステーション
第2回監事会	平成 29 年 3 月 8 日 (水)	フクラシア東京ステーション

5. 議長団打合せ

会議名	開催日	開催場所
第1回議長団打合せ	平成 28 年 7 月 31 日 (日)	フクラシア東京ステーション
第2回議長団打合せ	平成 29 年 3 月 26 日 (日)	フクラシア東京ステーション

6. 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成 28 年度職員事務研修会	平成 28 年 4 月 22 日 (金) ～ 23 日 (土)	新横浜国際ホテル

7. コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催場所
コンプライアンスに関する研修会	平成 29 年 3 月 8 日 (水)	フクラシア東京ステーション

VI 関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成 28 年 4 月 22 日 (金)	栃木県国保連合会

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成 28 年 5 月 27 日 (金)	栃木県国保連合会
第1回保健事業専門研修会	平成 28 年 9 月 26 日 (月)	栃木県国保連合会
次期国保総合システムに関する説明会	平成 28 年 11 月 29 日 (火)	栃木県国保連合会
第2回保健事業専門研修会	平成 29 年 2 月 28 日 (火)	栃木県国保連合会

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第67回通常総会	平成 28 年 6 月 10 日 (金)	ロワジュールホテル那覇
第68回通常総会	平成 29 年 3 月 16 日 (木)	明治記念館

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成 28 年 4 月 20 日 (木)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成 28 年 5 月 20 日 (金)	ホテル談露館
関東甲信越支部幹事会	平成 28 年 11 月 11 日 (金)	厚生会館
関東甲信越支部幹事会	平成 29 年 3 月 9 日 (木)	厚生会館

(3) 研修会

会議名	開催日	開催場所
保健事業推進担当者研修会	平成 28 年 6 月 20 日 (月)	全国町村会館
第1回事務(局)長研修会	平成 28 年 7 月 13 日 (水)	全国町村会館
第1回理事長・役員研修会	平成 28 年 9 月 15 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
職員研修会	平成 28 年 9 月 27 日 (火)	全国町村会館
事務(局)長研修会	平成 28 年 11 月 11 日 (金)	厚生会館
第2回事務(局)長研修会	平成 28 年 12 月 15 日 (木)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	平成 29 年 2 月 8 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

#### 4. 全歯連関係

##### (1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成 28 年 10 月 15 日 (土)	東京ディズニーランドホテル
第2回通常総会	平成 29 年 3 月 1 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

##### (2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成 28 年 5 月 24 日 (火)	神奈川県歯科保健総合センター
第2回理事会	平成 28 年 10 月 15 日 (土)	東京ディズニーランドホテル
第3回理事会	平成 29 年 2 月 7 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第4回理事会	平成 29 年 3 月 1 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

##### (3) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成 28 年 5 月 24 日 (火)	神奈川県歯科保健総合センター

##### (4) 委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成 28 年 5 月 24 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回調査委員会	平成 28 年 6 月 16 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第3回調査委員会	平成 28 年 9 月 15 日 (木)	アルカディア市ヶ谷

#### 5. その他

会議名	開催日	開催場所
医療保険者等における番号 制度導入に関する説明会	平成 28 年 6 月 30 日 (木)	YKPガーデンシティプレミア秋葉原
	平成 28 年 7 月 5 日 (火)	厚生労働省講堂
東海信越地区歯科医師会役員・ 国保組合役員・連盟役員合同 連絡協議会	平成 28 年 9 月 24 日 (土)	四日市都ホテル
医療保険者等における番号 制度導入に関する説明会	平成 28 年 11 月 30 日 (水)	東京スタンダード会議室五反田ソニー通り店
	平成 29 年 2 月 7 日 (火)	J A 共済ビル
	平成 29 年 3 月 14 日 (火)	TKPガーデンシティ渋谷
	平成 29 年 3 月 23 日 (火)	TKPガーデンシティ渋谷

### 第2号議案 平成28年度歳入歳出決算について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長から平成28年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて説明があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。



〈歳入〉

- ・保険料には、医療給付費分の基礎賦課額として所得割賦課額と均等割賦課額があり、所得割賦課額は、27年度より後期高齢者組合員からも徴収することとしたため約770万円増の約25億8,463万円。28年度均等割賦課額の引上げはなく、被保険者数の減が関係し約560万円減の約63億1,228万円。
- ・後期高齢者支援金等賦課額は、被保険者数と支援金の減で約3,200万円の減の約25億5,569万円。介護納付金賦課額は、保険料を払う40～64歳の被保険者数と納付金の増大のため、約1,300万円増の約11億4,831万円。後期高齢者賦課額は、約170万円増の約5,590万円。
- ・国民健康保険料全体では約1,500万円の減。減少の原因として後期高齢者支援金等賦課額分が3,200万円減のため、保険料全体としてはこのように見えている。医療給付費は200万円増。介護納付金賦課額は1,300万円増。
- ・医療給付費分として徴収した約88億9,000万円のうち19.71%の約17億5,000万円は、前期高齢者納付金として納めた。そのため、給付にあてられるのは約70億円となる。
- ・28年度3種女性一人親家庭の保険料免除額は、約5,000万円。
- ・国庫支出金は、国庫補助金として約5億円増。28年度から削減されるのになぜか。予算策定時には、補助率を30%で計算していたが、本来だと28年度は31.6%になるはずが、旧来の32%で補助金 coming。そのために0.4%分が29年度償還金として返還することになる。
- ・歳入全体の割合として、国民健康保険料が62.11%、国庫支出金が25.83%、繰越金が10.42%、その他1.64%。

〈歳出〉

- ・総務費全体としては、約5億8,700万円で前年度より3,900万円減。組合の努力で経費削減ができるところで、その中に国保基幹システムのコストがある。システムの維持には年間3,000万円位の費用がかかると予想されたが、現在は3,600万円位に膨れている。この辺りもシステム会社と交渉して下げる努力をしなければならない。
- ・保険給付費は、全体として約80億円の決算額。これに対する補助金は31億7,000万円だが、このうち前期高齢者納付金分の7億9,000万円が含まれるため保険給付に使える国庫補助金は約23億8,000万円。保険給付費の中の療養諸費は、前年度より約3,300万円増の約70億4,000万円、高額療養費も約3,500万円と大きく増え、約6億1,000万円。
- ・後期高齢者支援金は、3,850万円減となり、約34億6,000万円。前期高齢者納付金は、2億円増の約25億円となり、納付金から補助金を引き17億円。この分は、医療給付費分の保険料から負担しているため、ここが伸びてくると怖い。当組合の被保険者数に対し前期高齢者の割合は7.01%、全国の平均は14.83%のため、前期高齢者の少ない組合のため、常に納付することになり、前期高齢者交付金は交付されることはない。介護納付金は、1億4,000万円の増で約16億8,000万円。
- ・積立金は、27年度より5億円の減の約10億円。これは国保事業安定積立金の26年度に積立てる分を27年度に積立てたため膨らんだが、28年度の積立ては予定どおり。
- ・諸支出金の償還金は、約1億5,000万円。毎年補助金は多めに入ってきているため、翌年償還金として返還請求が来る。
- ・歳出全体の割合としては、組合会費・総務費が3.3%、保険給付費が44.33%、後期高齢者支援金が19%、前期高齢者納付金が13.96%、介護納付金が9.22%、積立金5.65%、その他4.54%。

平成 28 年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 国民健康保 険料		12,661,429,000	12,682,954,694	12,656,833,610	0	26,121,084	▲ 4,595,390
	1. 国民健康保険料	12,661,429,000	12,682,954,694	12,656,833,610	0	26,121,084	▲ 4,595,390
2. 使用料及び 手数料		1,000	33,600	33,600	0	0	32,600
	1. 手数料	1,000	33,600	33,600	0	0	32,600
3. 国庫支出金		4,069,003,000	5,262,213,292	5,262,213,292	0	0	1,193,210,292
	1. 国庫負担金	34,739,000	42,610,705	42,610,705	0	0	7,871,705
	2. 国庫補助金	4,034,264,000	5,219,602,587	5,219,602,587	0	0	1,185,338,587
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		217,061,000	299,025,000	299,025,000	0	0	81,964,000
	1. 共同事業交付金	217,061,000	299,025,000	299,025,000	0	0	81,964,000
6. 財産収入		20,072,000	22,177,263	22,177,263	0	0	2,105,263
	1. 財産運用収入	20,072,000	22,177,263	22,177,263	0	0	2,105,263
7. 繰入金		7,000	333,333	333,333	0	0	326,333
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	333,333	333,333	0	0	332,333
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,000,000,000	2,123,388,267	2,123,388,267	0	0	123,388,267
	1. 繰越金	2,000,000,000	2,123,388,267	2,123,388,267	0	0	123,388,267
9. 諸収入		927,000	11,804,508	11,804,508	0	0	10,877,508
	1. 延滞金及び過料	1,000	332,600	332,600	0	0	331,600
	2. 立替収入	1,000	379,099	379,099	0	0	378,099
	3. 預金利子	917,000	707,833	707,833	0	0	▲ 209,167
	4. 雑入	8,000	10,384,976	10,384,976	0	0	10,376,976
歳 入 合 計		18,968,502,000	20,401,929,957	20,375,808,873	0	26,121,084	1,407,306,873

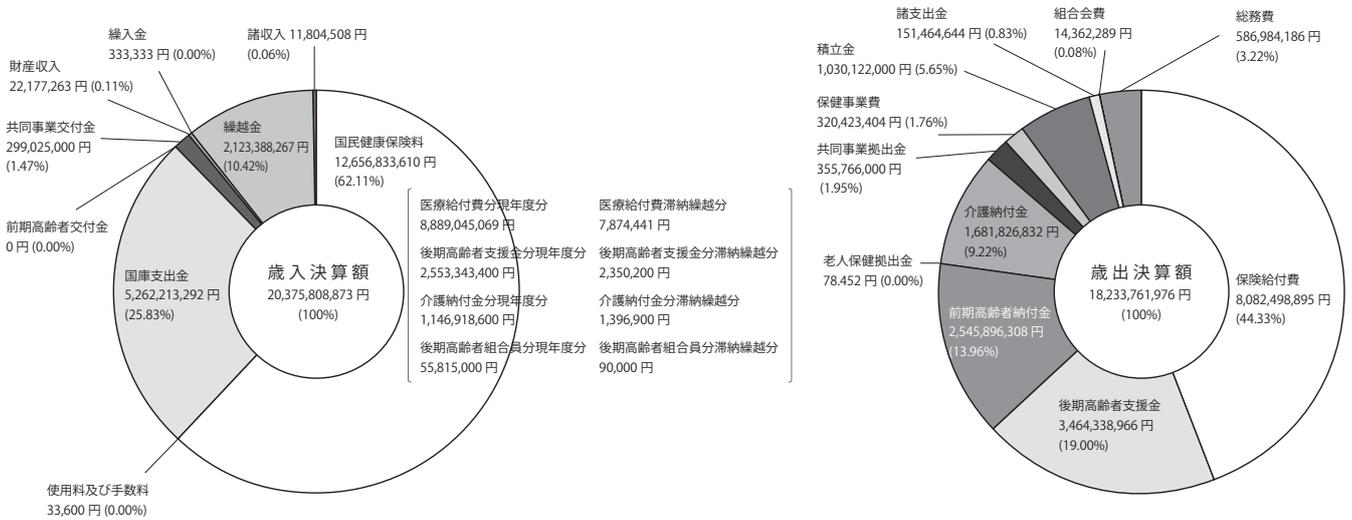
歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		17,911,000	14,362,289	0	3,548,711
	1. 組合会費	17,911,000	14,362,289	0	3,548,711
2. 総務費		633,787,000	586,984,186	0	46,802,814
	1. 総務管理費	633,786,000	586,984,186	0	46,801,814
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		8,126,093,975	8,082,498,895	0	43,595,080
	1. 療養諸費	7,069,525,777	7,043,183,697	0	26,342,080
	2. 高額療養費	611,864,488	610,864,488	0	1,000,000
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	357,588,710	357,588,710	0	0
	5. 葬祭費	20,130,000	17,200,000	0	2,930,000
	6. 傷病手当金	65,985,000	53,662,000	0	12,323,000
4. 後期高齢者支援金等		3,464,339,958	3,464,338,966	0	992
	1. 後期高齢者支援金等	3,464,339,958	3,464,338,966	0	992
5. 前期高齢者納付金等		2,547,726,000	2,545,896,308	0	1,829,692
	1. 前期高齢者納付金等	2,547,726,000	2,545,896,308	0	1,829,692
6. 老人保健拠出金		80,000	78,452	0	1,548
	1. 老人保健拠出金	80,000	78,452	0	1,548
7. 介護納付金		1,684,738,000	1,681,826,832	0	2,911,168
	1. 介護納付金	1,684,738,000	1,681,826,832	0	2,911,168
8. 共同事業拠出金		377,023,000	355,766,000	0	21,257,000
	1. 共同事業拠出金	336,447,000	336,400,000	0	47,000
	2. 共同事業負担金	40,576,000	19,366,000	0	21,210,000
9. 保健事業費		369,687,000	320,423,404	0	49,263,596
	1. 特定健康診査等事業費	64,918,000	53,803,054	0	11,114,946
	2. 保健事業費	304,769,000	266,620,350	0	38,148,650
10. 積立金		1,034,494,000	1,030,122,000	0	4,372,000
	1. 積立金	1,034,494,000	1,030,122,000	0	4,372,000
11. 諸支出金		151,464,644	151,464,644	0	0
	1. 償還金	151,464,644	151,464,644	0	0
12. 予備費		561,157,423	0	0	561,157,423
	1. 予備費	561,157,423	0	0	561,157,423
歳 出 合 計		18,968,502,000	18,233,761,976	0	734,740,024

歳入合計	20,375,808,873
歳出合計	18,233,761,976
差引残高	2,142,046,897

## 平成 28 年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



## 財産状況報告 (平成 28 年度末現在)

### 1. 積立金

科目	金額 (円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	216,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	7,971,164
⑥ 職員退職手当積立金	217,275,495
⑦ 国保事業安定積立金	2,500,000,000
合計	6,034,433,659

### 2. 固定資産

科目	金額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

### 3. 什器備品

#### (1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量	品目	数量
事務用机	3	パソコン・ウィルス対策機器	1
事務用椅子	5	新基幹システム用端末機	14
ミーティングテーブル	2	新基幹システム端末機 (データセンタ設置)	1
デジタルカメラ	2	新基幹システムルータ機器 (データセンタ設置)	1
オーバーヘッドプロジェクター	1	レーザープリンタ	3
ビデオカメラ一式 (パナソニックデジカム)	1	パソコン	11
ウォッシュレット	4	タブレット型情報端末	1
書庫	1	統合専用端末	1

#### (2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量
栃木県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
山梨県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
青森県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
岐阜県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
富山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	ファクシミリ	1
滋賀県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
京都府	レーザープリンタ	2
	新基幹システム端末機	3
岡山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
山口県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
鳥根県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1

支部名	品目	数量
鳥取県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
香川県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
徳島県	レーザープリンタ	2
	新基幹システム端末機	2
高知県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
新潟県	ファクシミリ	1
	レーザープリンタ	1
岩手県	新基幹システム端末機	3
	レーザープリンタ	1
石川県	新基幹システム端末機	1
	レーザープリンタ	1
長野県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
福井県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
沖縄県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1

監査報告 滝澤常務監事・箱崎監事

箱崎監事より平成29年6月21日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士より、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された。

つづいて滝澤常務監事より、監事2名は関係の役職員の立会いの中で、規約第49条により、平成28年度の経理状況および財産の状況を監査し、各銀行残高証明書等を照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった、と報告。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。



箱崎監事



滝澤常務監事

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 尾上 徹 殿

平成29年 6月21日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永秀一

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業会計における歳入・歳出決算事項別明細書について監査いたしました。  
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。  
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 尾上 徹 殿

平成29年 6月21日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永秀一

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成29年3月31日現在における諸積立金および事業会計の預金等の残高について監査しました。  
監査の結果諸積立金および事業会計の預金等の残高は下記のとおりであることを報告いたします。

記

1. 特別積立金	金 1,903,090,000 円
2. 給付費等支払準備金積立金	金 1,064,772,000 円
3. 別途積立金	金 125,000,000 円
4. 事務所維持・補充積立金	金 216,325,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 7,971,164 円
6. 職員退職手当積立金	金 217,275,495 円
7. 国保事業安定積立金	金 2,500,000,000 円
8. 事業会計預金残高	金 2,396,370,170 円
合計	金 8,430,803,829 円

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 尾上 徹 様

平成29年 6月21日

常務監事 滝澤 隆  
監 事 箱崎 孝男

本日、東京事務所会議室におきまして、私共監事2名は、関係役職員の立会いを得まして、規約第49条により、平成28年度（平成28年4月1日より平成29年3月31日まで）の経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会をいたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

また、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

平成29年6月21日

監査報告意見書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 尾上 徹 様

常務監事 滝澤 隆  
監 事 箱崎 孝男

監査の概要

平成28年度開催の理事会及び通常組合会に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、当該事業年度に係る事業が適正に執行されていることを確認しました。  
また、私共監事は、平成29年6月21日(水)、東京事務所 会議室において尾上理事長、鈴木会計担当前理事長、齊藤専務理事、並びに清水会計士の立ち会いのもとに、平成28年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見

- 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- 国庫補助率引き下げに対して、平成26年度から3年間をかけて保険料を引き上げることとしていたが、平成27年度に実施した所得調査により平成32年度における国庫補助率が22%から30%と8ポイント上がったために、保険料引き上げを2年間とし、平成28年度は、すべての保険料を据え置き、被保険者への負担を最小限に抑えたことを評価しました。
- インフルエンザ混合ワクチンの単価引き上げに対応するために、インフルエンザ予防接種補助金を2,000円から3,000円に引き上げたことを評価しました。
- 節目健診事業において、後期高齢者組合員とその配偶者も1種組合員と同様に対象としたことを評価しました。
- 3種女性組合員で一人親の世帯における保険料について、平成27年度までは、二人目以降の子供(義務教育終了まで)の全ての保険料(均等割、後期高齢者支援金等)を免除していましたが、平成28年度から一人目の子供(義務教育終了まで)の後期高齢者支援金等賦課額を免除対象としたことにより、3種女性組合員で一人親の世帯の保険料負担を軽減したことや、国の子育て支援の方策に貢献していることなど、評価しました。
- 特定健診受診率が向上するように現状分析し、検討していただきたい。
- 情報セキュリティ監査については、運用、管理状況の妥当性を確認しました。

② 会計に関する意見

- 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- 積立金の運用について、長期運用の出来るものについては、利率の高いものに検討し変更していることについて評価しました。
- 各種積立金において法定積立額は、適正に保有されていることを確認しました。
- 年3回の残高証明の照会では会計士の他に担当役員にも確認することを要望する。

③ コンプライアンスに関する意見

- 新任職員の守秘義務誓約書を確認しました。
- 平成29年3月8日(水)アクアシア東京ステーションにて、本部理事を対象としたコンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

第3号議案 平成28年度決算剰余金の処分について議決を求める件 袋布理事



平成28年度決算剰余金の処分について袋布理事より平成29年度に繰り越したい旨の説明があり、原案どおり可決承認された。

平成28年度歳入歳出決算

歳入合計	20,375,808,873 円
歳出合計	18,233,761,976 円
決算剰余金	2,142,046,897 円

第4号議案 積立金の処分について議決を求める件 袋布理事

① 役員退職慰労金積立金の処分について

任期満了に伴う役員退職慰労金を支給するため、役員退職慰労金積立金の一部を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

役員退職慰労金支給額 15,800,000 円

② 職員退職手当積立金の処分について

職員退職に伴う職員退職手当を支給するため、職員退職手当積立金の一部を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

職員退職手当支給額 16,213,010 円

第5号議案 組合格約の一部改正(案) について議決を求める件 齊藤専務理事

組合格約第4条(地区)における地区拡張について、別表2の一部改正の趣旨説明の後、可決承認された。

(太字下線部分が改正部分)

改正(案)	現行																																										
別表 1 (規約第4条関係)	別表 1 (規約第4条関係)																																										
<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td><td>山梨県</td><td>岐阜県</td><td>富山県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>鳥取県</td></tr> <tr> <td>島根県</td><td>山口県</td><td>岡山県</td><td>香川県</td><td>徳島県</td><td>高知県</td><td>青森県</td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>岩手県</td><td>石川県</td><td>長野県</td><td>福井県</td><td>沖縄県</td><td></td></tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県		<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td><td>山梨県</td><td>岐阜県</td><td>富山県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>鳥取県</td></tr> <tr> <td>島根県</td><td>山口県</td><td>岡山県</td><td>香川県</td><td>徳島県</td><td>高知県</td><td>青森県</td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>岩手県</td><td>石川県</td><td>長野県</td><td>福井県</td><td>沖縄県</td><td></td></tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県	
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																						
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																						
別表 2 (規約第4条関係)	別表 2 (規約第4条関係)																																										
宮城県	宮城県																																										
気仙沼市、登米市、栗原市	気仙沼市、登米市、栗原市																																										
秋田県	秋田県																																										
大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町																																										
山形県	山形県																																										
鶴岡市、小国町	鶴岡市、小国町																																										
福島県	福島県																																										
郡山市、西郷村、白河市、 <b>泉崎村</b>	郡山市、西郷村、白河市																																										
茨城県	茨城県																																										
古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市																																										
群馬県	群馬県																																										
桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町																																										
埼玉県	埼玉県																																										
さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市																																										
東京都	東京都																																										
八王子市、瑞穂町、世田谷区、 <b>板橋区、文京区</b>	八王子市、瑞穂町、世田谷区																																										
神奈川県	神奈川県																																										
相模原市	相模原市																																										
静岡県	静岡県																																										
御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町																																										
愛知県	愛知県																																										
名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市の、大口町の、豊田市の、刈谷市の	名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市の、大口町の、豊田市の、刈谷市の																																										
三重県	三重県																																										
津市の、いなべ市の、桑名市の、伊賀市の	津市の、いなべ市の、桑名市の、伊賀市の																																										
大阪府	大阪府																																										
大阪市の、枚方市の、吹田市の、箕面市の、池田市の、茨木市の、高槻市の、寝屋川市の、守口市の、門真市の、島本町の、交野市の、大東市の、堺市の、豊中市の、摂津市の、東大阪市の、八尾市の、豊能町の、能勢町の	大阪市の、枚方市の、吹田市の、箕面市の、池田市の、茨木市の、高槻市の、寝屋川市の、守口市の、門真市の、島本町の、交野市の、大東市の、堺市の、豊中市の、摂津市の、東大阪市の、八尾市の、豊能町の、能勢町の																																										
兵庫県	兵庫県																																										
神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市の、尼崎市の、伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の、 <b>明石市の</b>	神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市の、尼崎市の、伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の																																										
奈良県	奈良県																																										
奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の	奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の																																										
広島県	広島県																																										
広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市の、三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の	広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市の、三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の																																										
愛媛県	愛媛県																																										
四国中央市の、鬼北町の	四国中央市の、鬼北町の																																										
福岡県	福岡県																																										
北九州市	北九州市																																										

第6号議案 理事の承認を求める件 齊藤専務理事

役員任期満了に伴い、組合規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める趣旨説明の後、可決承認された。

支部選出理事名簿

支部名	氏名	支部名	氏名
栃木県	宮下均	鳥取県	樋口壽一郎
山梨県	三塚憲二	香川県	山下喜世弘
青森県	嶋中繁樹	徳島県	森秀司
岐阜県	阿部義和	高知県	野村和男
富山県	山崎安仁	新潟県	五十嵐治
滋賀県	芦田欣一	岩手県	鈴木哲男
京都府	安岡良介	石川県	蓮池芳浩
岡山県	鈴木聖次	長野県	春日司郎
山口県	小山茂幸	福井県	齊藤愛夫
島根県	仲佐善昭	沖縄県	高嶺明彦

次期より新たに理事となる先生のご紹介



宮下均先生（栃木県支部）



安岡良介先生（京都府支部）



森秀司先生（徳島県支部）



野村和男先生（高知県支部）



蓮池芳浩先生（石川県支部）

## 役員選任理事会



支部選出理事の承認後、組合会を暫時休憩し、別室にて新任理事による役員選任理事会を開催し、理事長の選任を行った。役員選任理事会では、議長に岩手県支部の鈴木理事を選出し、規約第41条第1項及び選挙規則第11条第1項、第2項、第3項の規定に基づき、協議方式による理事長選任に入り、次期理事長に山梨県支部選出の三塚憲二現副理事を選任した。

### 第7号議案 理事長指名理事の承認を求める件 三塚新理事長

組合同約第40条第二号並びに選挙規則第13条第1項及び第2項の規定に基づいた理事長指名理事について、三塚新理事長より今期は理事長指名理事を置かず、現有の理事の力を借りて事務局機能と役員の役割分担をもう一度見直していくとの趣旨説明があり、第7号議案は取り下げになった。

### 第8号議案 監事選任の件

#### 監事には滝澤隆先生（長野県）、箱崎守男先生（岩手県）

齊藤専務理事より、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、また選挙規則第14条第2項の規程では、監事の選任に当たっては地区代表議員会で選任のうえ、組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて松岡副議長から、役員選任理事会開催の間にA、B、C地区から選出された地区代表議員2名の発表があり、地区代表議員会を開催するため組合会は暫時休憩となった。

## 地区代表議員会

地区代表議員に選ばれたA地区の松崎正樹議員（新潟県）、羽田明廣議員（長野県）、B地区の後藤幸央議員（岐阜県）、岸本敏郎議員（福井県）、C地区の秦野眞治議員（鳥根県）松岡利安議員（香川県）に、オブザーバーの齊藤専務理事を加え、別室にて地区代表議員会が開催され、監事の選出について慎重に協議が行われた。

委員長に秦野眞治議員を選出し、規約第48条第1項及び第2項並びに選挙規則第8条第2項、第14条第1項、第2項の規定に基づき、監事の選出について協議した結果、監事には満場一致で滝澤隆先生（長野県）、箱崎守男先生（岩手県）が選出された。



秦野眞治地区代表議員会委員長

### 第9号議案 相談役の委嘱について 議決を求める件 三塚新理事長

三塚新理事長より、規約第53条の規定に基づき、次期において尾上理事長を相談役に委嘱する件についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。また尾上理事長に対し三塚新理事長より、理事長在任中の経験と卓越した指導力で国保組合の運営に努められたと共に、組合の発展に多大な貢献をされたことに対し、感謝決議案が追加議案として要請され、満場一致で採択された。

### 第10号議案 顧問の委嘱について 議決を求める件 三塚新理事長

三塚新理事長より、規約第53条の規定に基づき、次期において横山相談役を顧問役に委嘱する件についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

# 報告事項

〔全国歯関係〕

## 1. 全国歯科医師国民健康保険組合保険料減免規程の一部改正について

平成23年3月11日から平成30年3月31日までの間の保険料減免取扱いに係る暫定措置。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所による警戒区域等の住民が、震災発生後、当組合の被保険者となった者に対する保険料の減免の期間を1年延長して85ヵ月間と改正した。

## 2. 全国歯科医師国民健康保険組合選挙規則の一部改正について

選挙規則第5章「監事の選任」の14条第3項に「規約第39条第3項に定める常務監事については、任期発効年度の最初に開催される理事会において協議のうえ選出するものとする。」を追加改正した。

## 3. 平成28年度療養給付費の状況について



樋口常務理事

平成28年度は、26年、27年度に比べ少しずつ療養給付費が上がっているのが見て取れる。平成28年度は前半6～9月ま

では、C型肝炎の高額医薬品の影響が出て前年度に比べて少し変則的な動きになり、後半にはそれらの影響が下がってきたことが見て取れる。

（議案書の3ページを報告）総医療費として97億4,000万円、療養給付費として68億8,000万円が支払われている。これは昨年度に比べると、総医療費では6,500万円、療養給付費としては3,300

万円ほど増加している。ただし、平成28年度の歳出予算においては、69億500万円を療養給付費として計上しているの、予算の範囲内に今回は収まっている。

医療費の内訳を診療種別に見ると、入院は延べ6,000人が対象で医療費は28億3,000万円。療養給付費は20億円。外来は延べ39万人が対象で医療費は44億5,000万円。療養給付費は31億5,000万円。調剤は延べ20万人が対象で医療費は19億4,000万円。療養給付費にすると13億7,000万円。

歯科医療費4億5,800万円、療養給付額においては、先ほど鈴木副理事長からも報告があったように、2億8,000万円、これは延べ3万3,000人の方が対象。

参考として国民医療費の動向を、入院、入院外、調剤、歯科、それぞれの構成割合と伸び率を見ると、入院と歯科というところが少し割合として変化が出ていて、これは全てがそうではないにしても、やはり75歳以上の後期高齢者の方が全国歯を脱退し、広域連合に移られたということも一因としてあると思う。

組合員の療養給付種別は、組合員数が1種世帯あわせて3万3,000人ぐらになり、療養給付費全体の63%近くを給付している。給付の大きな変化として、後半でC型肝炎の療養給付により、調剤の部分はかなり減少している。C型肝炎の医療費は27年度で1億6,800万円であったが、28年度は5,740万となり3分の1ぐらまで下がっている。これは当初は対象者が50人近くいたが、今現在は20名と服用する人数が減り、薬価も下がっていることに起因している。ただ給付費全体が上がっているのは、高額医療など、様々な要因がプラスされていることになると考えられる。

もう1つオプジーボの使用対象者は2名だが、給付費は1人月142万円程度。オプジーボは入院患者に投与するので、調剤の下がりには影響がなく入院の給付にあたる点に注意。

今後は高額医療の問題、それからオプジーボの適用範囲の問題等々を勘案しながら、いろいろと見ていく必要があるのではないかと考えている。

〔全歯連関係〕

1. 平成 29 年度第 1 回全歯連通常総会について

平成 29 年 7 月 11 日にアルカディア市ヶ谷にて第 1 回全歯連通常総会が開催され、千葉県から白須賀衆議院議員、石井みどり参議院議員、神奈川県の高村大参議院議員、全協の真野会長、日本歯科医師会の堀会長代理として牧野副会長、また日本歯科医師連盟から高橋英登会長のご挨拶があった。多くの方が挨拶で言われたのは、特定健診、特定保健指導の中に歯科検診が入ったこと。これは全国すべてではないが、歯科の総医療に対する価値が非常に高まってきていると言える。歯科検診の重要性について、各組合で大いに PR していただきたい、同時に特定健診、保健指導の受診率を少し上げていただきたいとの願

いがあった。

報告事項では、一般報告と会計現況報告があり特に問題はなかった。

議事に移り、(1) 平成 28 年度全国歯科医師国民健康保険組合連合会事業について承認を求める件と、(2) 平成 28 年度全国歯科医師国民健康保険組合連合会歳入歳出決算について承認を求める件について、各担当からの説明後、共に承認された。決算については歳入が 1,726 万円余、歳出が 1,115 万円余、残が 610 万円余ということで、相当余裕のある決算だった。

第 3 号議案は全歯連の会長・監事の選挙だが、会長には千葉県の山口誠一郎先生が留任され 2 期目に突入し、監事には山形県の鈴木一則先生、兵庫県の中塚要先生の 2 名が無投票で当選した。

当日質問

質疑応答の要旨

**Q** 後期高齢者の 75 歳になり、本来なら院長先生が全国歯を脱退されるが、月額 5,000 円を払って引き続き組合員を続けようと考えている組合員がいる。その先生の息子と一緒に働く若い先生は歯科医師会に入会せず、全国歯の 2 種組合員にもならず市町村国保に入るとした場合、保険料基礎賦課額の診療報酬の 6.5/1000 は支払わなくてもいいのか？と組合員から質問された。このような場合の保険料の支払について伺いたい。

(岡山県支部 渡部 佳郎議員)

**A** 現在は 75 歳以上になられた後期高齢者組合員の方であれば、息子さんは本会には入会されず、2 種組合員として全国歯にも加入されていないなど同一医療機関に 1・2 種組合員が従事していない場合、月額 5,000 円の保険料のみとなっている。何とか息子さんの歯科医師会への入会を勧めていただきたい。まずは各支部で努力いただかないと、組合としては強制的に入会させることはできない。

(齊藤専務理事)

事前質問

**Q** 歯科医院では、毎年保健所へ結核定期健康診断実施報告書の提出が義務付けられている。そのため胸部レントゲン撮影をする必要があるが、胸部レントゲン撮影の助成について考えがあるか伺いたい。

(山口県支部 下村 明生議員)

**A** 診療所においては先生方は事業者ですので、従業員を雇っている場合は法律で義務付けられている健診がいくつかある。

まずは雇い入れ時の健康診断だが、事業主が医院の費用で健康診断を受けさせなければならない。それから労働安全衛生法に基づく年 1 回の事業所健診の費用も事業主が負担すべきものである。

お尋ねの定期結核健康診断は、感染症の予防に関する法律に基づいて 1 年に 1 回、胸部のエックス線撮影をやるもので、こちらも事業主負担だ。国も結核定期健康診断と事業主健診とで、年に 2 度も胸部レントゲンを取る必要はない、と言っている。事業主健診で異常がなかったという報告を結核予防のレントゲンで報告すればよいという通知が出ている。

全国歯から費用を出すとすると保健事業費になるが、事業主の負担で健診をやることになっているので、胸部の部分だけに費用を出すというのは今のところ難しい。

(齊藤専務理事)

## 全国歯科医師国民健康保険組合表彰

山下常務理事より、全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程に基づき、当組合の運営に顕著な功績があった先生方の紹介があり、引き続き尾上理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。

全国歯科医師国民健康保険組合表彰規程

第5条

一. 支部長及び組合の役員として通算した在職期間が9年を超え顕著な功績のあった者。

なかさ よしまさ  
仲佐 善昭先生（副理事長・島根県支部副支部長）

【本部関係】

平成18年4月～平成20年3月 組合会議員

平成20年4月～平成25年7月 常務理事

平成25年8月～平成29年7月 副理事長

【支部関係】

平成18年4月～平成25年3月 支部長

平成25年4月～平成29年7月 副支部長兼常務理事

通算 11年4ヶ月

二. 支部の役員と組合の役員、支部の役員と組合会議員、組合の役員と組合会議員として通算した在職期間が15年を超え顕著な功績のあった者



やまざき やすひと  
山崎 安仁先生（組合理事・富山県支部長）

【本部関係】

平成14年4月～平成27年7月 組合会議員

平成27年8月～平成29年7月 理事

【支部関係】

平成13年6月～平成21年3月 支部常務理事

平成21年4月～平成27年7月 副支部長

平成27年8月～平成29年7月 支部長

通算 16年1ヶ月

まつおか としやす  
松岡 利安先生（組合会議員・香川県支部常務理事）

【本部関係】

平成14年4月～平成29年7月 組合会議員

平成27年8月～平成29年7月 組合会副議長

【支部関係】

平成14年4月～平成29年7月 支部常務理事

通算 15年4ヶ月

きしもと としろう  
岸本 敏郎先生（組合会議員・福井県支部理事）

【本部関係】

平成20年4月～平成29年7月 組合会議員

【支部関係】

平成14年4月～平成29年7月 支部理事

通算 15年4ヶ月

※略歴は平成29年7月末現在

## 叙勲受章者に対する記念品贈呈

山下常務理事より、平成 29 年春の叙勲で保健衛生功労により旭日小綬章を受章された芦田欣一先生の紹介があり、尾上理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。

### 【芦田欣一先生の謝辞】

5月11日に皇居にて天皇陛下に拝謁いたしました。拝謁の日程は6日間続き、ちょうど私の次の日から天皇陛下は体調を崩されたそうで、とても光栄でした。色々とお祝いをいただきありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。



芦田欣一先生

## 閉会の辞（要旨） 三塚副理事長

議長、副議長、2年間本当にありがとうございました。改めまして尾上理事長、本当にありがとうございました。本日表彰を受けた先生方、おめでとうございます。先生方のおかげをもちまして無事に第81回通常組合会を閉会いたします。また明日から私たちの新しい仲間と、健全な組合の運営のために頑張っていきたいと思いますので、今後ともご支援ご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。



三塚副理事長

## 尾上理事長退任挨拶（平成28年7月23日 第81回通常組合会）



ただ今、感謝決議に皆さまご承認頂きましてありがとうございます。

ソビエトの歴史家アレクサンドル・ゴルボフスキーは「停滞状態の生など空虚だ。同じレベルで同じ音符での永遠の生活など、私にとっては最大の刑罰だ」と言っております。私に当てはめると、同じレベルで同じ音符で生活出来たら、私にとってはまずまずだと思っておりますが、レベルは下がる音符は下がる、停滞感は下降するという状態です。こんな状態で役職を続けることはまさしく恥をさらすようなものでしたので、どうか早く任期を終わらせていただきたい、と願っております。先ほど行われました新理事による役員選任理事会において、新理事長に選任されました山梨県支部の三塚憲二先生は、見識が深く指導性も高い大変優秀な先生でいらっしゃいますので、安心してバトンを譲り退任することができます。また来期の理事に選任された中には、引き続き福井県支部の齊藤先生、岩手県支部の鈴木先生もおられ、これで全国歯の新体制として3本柱がきちんと整ったと確信しております。これから国保組合の運営はますます難しい局面を迎えます。何とかみなさまの英知を結集して全国歯がさらに発展していきますよう祈っております。

在任中、役員・議員の先生方をはじめ、色々な立場の方々、更に本部・支部の事務職員の方々のご理解、ご協力とあたたかいご支援のお陰をもって本日無事に退任の日を迎えることができました。また平成20年4月より常務理事を2年間、副理事長を3年間、理事長を4年間務め、今日まで多くの先生方のご指導を受け、また親しくしていただき感謝の気持ちでいっぱいです。皆様、本当にありがとうございました。

尾 上 徹

## 平成 29 年度第 2 回理事会

### 三塚執行部がスタート

平成 29 年 8 月 1 日（火）朝日生命大手町ビル・フクラシア東京ステーション「6B」にて役員改選後、新理事による最初の理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事を選任し、三塚執行部体制がスタートした。



第 15 期全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿（平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日）

役職	担当業務	氏名	支部名
理事長	総理	三塚 憲二	山梨県
副理事長	会計	鈴木 哲男	岩手県
〃	総務	芦田 欣一	滋賀県
〃	渉外	山下 喜世弘	香川県
専務理事	総括	齊藤 愛夫	福井県
常務理事	広報	樋口 壽一郎	鳥取県
〃	給付適用	鈴木 聖次	岡山県
〃	総務	宮下 均	栃木県
〃	渉外	安岡 良介	京都府

役職	氏名	支部名
理事	仲佐 善昭	島根県
〃	五十嵐 治	新潟県
〃	嶋中 繁樹	青森県
〃	春日 司郎	長野県
〃	阿部 義和	岐阜県
〃	高嶺 明彦	沖縄県
〃	山崎 安仁	富山県
〃	小山 茂幸	山口県
〃	森 秀司	徳島県
〃	野村 和男	高知県
〃	蓮池 芳浩	石川県
常務監事	滝澤 隆	長野県
監事	箱崎 守男	岩手県
相談役	尾上 徹	京都府
顧問	横山 靖夫	岐阜県

### 全歯連地区推薦理事・調査委員 ・選挙管理委員会等の推薦

全歯連から推薦依頼により地区推薦理事及び委員等について、協議の結果以下のとおりに推薦した。

全歯連役職名	氏名	全国歯連役職	支部
副会長	三塚 憲二	理事長	山梨県
理事	山下 喜世弘	副理事長	香川県
調査委員	宮下 均	常務理事	栃木県
選挙管理委員会委員	安岡 良介	常務理事	京都府
選挙管理委員会予備委員	高嶺 明彦	理事	沖縄県

## 平成 29 年 春の叙勲受章者

あし だ きん いち  
**芦 田 欣 一** 先生（昭和 21 年 1 月 1 日生）

【受章種別】 旭日小綬章

【功労種別】 保健衛生功労

【表彰歴】

平成 9 年 2 月 滋賀県国民健康保険団体連合会理事長  
 表彰（国民健康保険事業功労）  
 平成 12 年 2 月 財団法人滋賀県保健衛生協会理事長表  
 彰（公衆衛生事業功労）  
 平成 15 年 2 月 滋賀県知事表彰（公衆衛生事業功労）  
 平成 16 年 10 月 全国中小企業中央会会長表彰  
 平成 16 年 11 月 厚生労働大臣表彰（歯科保健事業功労）  
 平成 20 年 4 月 藍綬褒章（保健衛生功労）

【略歴】

・滋賀県歯科医師会関係

平成 3 年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日 理事  
 平成 9 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日 常務理事  
 平成 12 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日 副会長  
 平成 18 年 4 月 1 日～現在 会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 10 月 7 日 組合会議員  
 平成 21 年 10 月 8 日～平成 23 年 3 月 31 日 理事  
 平成 23 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日 常務理事  
 平成 29 年 8 月 1 日～現在 副理事長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（滋賀県支部）

平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 10 月 7 日 副支部長  
 平成 21 年 10 月 8 日～現在 支部長

・日本歯科医師会関係

平成 25 年 6 月 21 日～平成 27 年 6 月 19 日 理事

・審議会関係

平成 12 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日 滋賀地方社会保険医療協議会委員（滋賀社会  
 保険事務局）  
 平成 15 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日 滋賀県生涯歯科保健推進協議会委員（滋賀社  
 会保険事務局）  
 平成 18 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 14 日 滋賀県医療審議会委員（滋賀県）  
 平成 18 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 「健康いきいき 21」推進会議委員（滋賀県）  
 昭和 63 年 6 月 1 日～平成 7 年 5 月 31 日 審査委員会 委員（滋賀県国民健康保険団体  
 連合会）  
 平成 7 年 6 月 1 日～平成 9 年 5 月 31 日 審査委員会 副会長（滋賀県国民健康保険団  
 体連合会）  
 平成 9 年 6 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日 審査委員会 委員（滋賀県社会保険診療報酬  
 支払基金）  
 平成 18 年 4 月 1 日～現在 幹事（滋賀県社会保険診療報酬支払基金）



70歳以上の皆さまへ  
 平成29年8月から、  
**高額療養費の上限額が変わります**

**高額療養費制度とは、**

ひと月に支払う医療費が高額になった場合に、お支払いいただく額を、決められた上限額までにとどめる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。  
 平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

**70歳以上の方の上限額(月ごと)**

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から※1	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円 ※3)	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円 ※3)
	課税所得 145万円以上の方				
一般	標準報酬月額 26万円以下の方	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円 ※3)
	課税所得 145万円未満の方※2				
非 住 民 課 税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

- ※1 平成30年7月まで。平成30年8月以降は、上限額がさらに変わります。
- ※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- ※4 医療機関や薬局で負担した額について、合算して上限額以上になった場合は、後から払い戻されます。

**国民健康保険に加入されている皆さまへ**

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格の管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。この変更で、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって、上の表にある「多数回(44,400円)」に該当しやすくなるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

※窓口はこれまでどおり、お住まいの市町村の国保担当です。

お問合せは  
 ご加入の  
 保険者まで

ご加入先は、お持ちの被保険者証でご確認ください。

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

厚生労働省 高額療養費制度

検索



高額療養費制度の  
 詳しい内容については、  
 こちらからも確認できます

## 徳島県支部

徳島県は、山地が多く全面積のおよそ8割を占めており、1,000メートルを越える山も数多くあります。その中でも最も高い山は四国山地中の剣山で、標高1,955メートル、四国第2の高山です。その剣山を中心とした剣山地の北方を流れる吉野川は日本三大暴れ川の異名を持ち、世界でも有数のラフティングスポットとして知られており、世界ラフティング協会の世界大会で総合2位の快挙を達成した競技ラフティング女子日本代表チームの練習拠点となっているなど、国内外から、年間約3万人が訪れる人気のラフティングスポットとなっています。

また、徳島県の最南端に位置する海陽町は、海と山に囲まれた南国情緒あふれる町です。周辺の海には、色鮮やかな熱帯魚やサンゴが生息し、ダイビングポイントとしても知られております。

徳島県北部の鳴門海峡では、観潮船も運行されているため、迫力ある渦潮を間近で目にすることもできます。鳴門海峡周辺は徳島県でも魚が豊富なことで知られており、鳴門市のウチノ海はとても波が静かな海ですから、初心者でも釣りを楽しむことができます。

是非一度徳島にお越し頂き、日本を代表する「阿波踊り」と共に大自然の中でのスポーツを楽しんでみてください!!

さて、徳島県支部ですが、昭和37年4月1日に徳島県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和53年4月1日の全国歯科医師国民健康保険組合設立時より加入しております。平成29年6月現在、1種組合員435名、2種組合員52名、3種組合員1,061名、1種家族793名、2種家族27名、3種家族124名、後期高齢者組合員24名、計2,516名となっております。

徳島県支部の保健事業としては、会員・家族ならびに従業員の健診に対して県歯の医療管理部と共に補助を行っております。また、出産された被保険者に育児冊子を配布する等子育て家庭の皆様の健康への情報提供にも取り組んでおります。

徳島県支部役員は現在支部長1名、副支部長2名、常務理事2名、理事5名、監事2名、顧問1名の計13名で、森支部長のもと、職員2名と共に日々被保険者の健康保持に取り組んでおります。



後列(左より) 影本常務理事 小笠理事 井川常務理事 石本理事 柴田理事 小川理事 清水職員 柏尾職員  
前列(左より) 堀部顧問 根東副支部長 森支部長 佐藤副支部長 宮井監事 湯浅監事

## 高知県支部

高知県は東西に長い県。四国の南部、太平洋側に位置します。「海の国」としてのイメージが強いのですが、土地の約85%を占める豊かな緑に囲まれた、海の近くまで山が迫る典型的な山国でもあります。

そんな大自然から、高知県は多くの恵みを授かっています。新鮮な海・山・川の幸で彩られる「カツオのタタキ」など皿鉢料理を代表とする郷土料理の数々。自然が織り成す足摺岬、室戸岬、龍河洞、桂浜等の絶景。“最後の清流・四万十川”や“水質日本一・仁淀ブルーで有名な仁淀川”では、カヌーやラフティングが楽しめます。

その雄大な自然と風土が育んだ、自由で温かい人の心。歴史的にも、坂本龍馬を始めとする幕末の英雄や、多くの偉人達を高知は輩出して参りました。

また高知市中心部には、江戸時代に建造された天守閣・本丸が現存する高知城がそびえ立ち、そのお城下では300年以上続く街路市の「日曜市」が催され、8月には全国から18,000人が集い、乱舞する“よさこい祭り”が開催されます。

海・山・川の豊かな自然と、歴史に彩られた高知県へ是非お越しくださいませ。

さて、高知県支部では、昭和33年12月1日に高知県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和53年4月1日全国歯科医師国民健康保険組合創設と同時に加入しています。

当支部は総合あんしんセンター（「保健・医療・防災」ニーズに対する総合拠点施設）内にある高知県歯科医師会に事務所を置き、支部役員8名、支部運営委員8名、事務局職員1名で運営しております。

被保険者は、1種組合員378名・家族689名、2種組合員28名・家族18名、3種組合員675名・家族148名、後期高齢者組合員17名、合計1,953名。（平成29年4月現在）

支部単独事業としては、支部健診、本部節目健診の補助、婦人科健診補助、インフルエンザ、B型肝炎ワクチン接種補助、四国地区野球大会、県歯ゴルフ大会への補助を行っております。

（森本 靖士 記）



後列（左より） 松岡職員 宮川理事 濱田理事 高橋監事 橋村監事  
前列（左より） 井上副支部長 窪顧問 野村支部長 森本常務理事

## 故 羽田 明廣 先生 を偲ぶ



### 略 歴

昭和 24 年 7 月 2 日生

○長野県歯科医師会

平成 12 年 4 月～平成 15 年 3 月 常務理事

平成 15 年 4 月～平成 18 年 3 月 専務理事

平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月 副会長

平成 21 年 4 月～平成 29 年 6 月 専務理事

○全国歯科医師国民健康保険組合

平成 18 年 4 月～平成 29 年 7 月 副支部長

平成 18 年 4 月～平成 29 年 7 月 組合会議員

平成 23 年 4 月～平成 25 年 7 月 組合会副議長

○受賞歴

平成 15 年 2 月 読売新聞社第 31 回長野県医療厚労賞受賞

平成 16 年 11 月 日本歯科医師会会長表彰受賞

平成 17 年 11 月 厚生労働大臣表彰受賞

平成 28 年 3 月 全国歯科医師国民健康保険組合連合会会長  
表彰受賞

先生は、体調を崩され治療に専念されるため副支部長を本年7月に退かれ、一日も早くご回復をされ、お元気なお姿をお見せ頂ける事をご家族並びに我々会員の願いでありましたが、願いも叶わずあまりにも急に若くして先月8月17日にご逝去されました。先生は、平成18年4月から全国歯科医師国民健康保険組合長野県支部副支部長及び支部常務理事を兼任され、同時に組合会議員を務められ平成23年4月からは組合会副議長としてご活躍されました。この間、優れた企画力と熱意をもって被保険者の健康保持増進、安定した保健事業運営に大きく寄与されました。特に支部独自の保健事業である簡易人間ドックについては、被保険者の健康増進及び疾病予防のために年々健診項目を充実されてきました。また、支部簡易人間ドックで特定健診を受診できるよう改善も図られ、常に被保険者の健康に対する関心を高めるよう配慮されてまいりました。このことが功を奏し簡易人間ドックの受診率の向上、支部における特定健診受診率の向上（全国歯では受診率トップ）を見ると一目瞭然でありました。先生のこれまで歩まれた道、先生が残された業績を改めて思い、これからも頑張る所存です。特に国保組合の運営はますます難しい時代にありますが、役員一同一丸となって当たってまいります。先生の在りし日の面影を偲びつつ、心からご冥福をお祈りいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合長野県支部  
支部長 春日 司 郎

## お知らせ

### 1 人工透析を受けている 70 歳未満の方へ

人工透析を受けている 70 歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成 29 年 7 月 31 日の方は、お早目に更新手続きをお済ませください。更新手続きには、組合員と全国歯に加入している家族世帯員の平成 28 年中の所得がわかる書類（例：市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し）が必要です。自己負担限度額は所得や家族構成の異動で変わる場合がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

国民健康保険特定疾病療養受療証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者氏名	姓 名
姓 名	姓 名
生年月日	年 月 日
発給期日	年 月 日
行 務 期 限	年 月 日
自己負担限度額	
093013	
全国歯科医師国民健康保険組合	
療養受療者印 番号 7 被保険者の 名称及び印	

◆新しい被保険者証、高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた被保険者証、高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証は支部事務所までご返却をお願いします。

## 2 平成 29 年 8 月 1 日から被保険者証が新しくなりました。

平成 29 年 8 月 1 日に被保険者証が更新されています。お手元に届いていますか。新しい被保険者証の有効期間は平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日です。

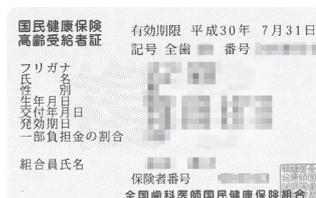
ただし、平成 31 年 7 月末までに 75 歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日前日です。ご注意くださいますようお願いいたします。



## 3 平成 29 年 8 月 1 日からは緑色の高齢受給者証をお使いください。

70 歳から 74 歳の方は、被保険者証とは別に支部事務所より高齢受給者証が交付されます。緑色の高齢受給者証はお手元に届いていますか。有効期限が平成 29 年 7 月 31 日の水色の旧高齢受給者証は、必ず支部事務所までご返却をお願いします。新しい高齢受給者証の有効期間は平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日です。

ただし、平成 30 年 7 月末までに 75 歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日前日です。



## 4 3 種女性組合員の 1 人親保険料賦課額の免除

3 種女性組合員の 1 人親 (離婚などにより独りで生計を営んでいる女性) の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金等賦課額を免除、基礎賦課額は 2 人目以降の方から免除します。

基礎賦課額 (均等割賦課額) (1 人月額) 6,000 円

後期高齢者支援金等賦課額 (1 人月額) 3,400 円

## 5 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき (※詳しくは★1)
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・9 歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき (※詳しくは★2)
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき (※詳しくは★3) など

### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

### ★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し（顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ）
- 調査に係わる同意書

### ★2 柔道整復師による施術の受診について

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使って整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

#### ■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

### ★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術の受診には医師の同意が必要

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

#### ■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・工作中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

## 6 高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数か月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

平成 29 年 8 月から 70 歳以上の皆さまの高額療養費の上限が変わりました。詳しくは p 30

### ●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

### ◎国民健康保険限度額適用認定証の発行及び更新

70 歳未満の方で医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1 か月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。有効期限が平成 29 年 7 月 31 日の方は、お早目に更新手続きをお済ませください。

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
種別	住所
組合員	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日 年 月 日
適用区分	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	093013 全国歯科 国民健康保険組合

### ●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

## 7 その他の保険給付の支給申請

### ◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院 1 日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間 90 日を限度とします。

【支給額】 入院 1 日につき 1 種組合員 4,000 円 ・ 2 種組合員 1,500 円  
3 種組合員 1,500 円

### ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

### ◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠 85 日以上の子の死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は 2 人分を支給します。

【支給額】 1 児につき 420,000 円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収証等の写し

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

- 【支給額】 1種組合員 300,000円・2種組合員 150,000円・3種組合員 100,000円  
1・2・3種組合員の家族 100,000円・後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

8 インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けたときに申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度  
※費用額が3,000円未満の場合は実費分を支給  
※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から3,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）
- インフルエンザ予防接種補助金申請書
  - 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

## 9 節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

- 【対象者】 (1)平成29年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員  
(2)(1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）  
(3)平成29年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員
- 【支給額】 同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給
- 【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

### ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書  
 対象となる健診の領収書

## 10 40～74歳の皆さま 特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向けて保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施中です。対象者には平成29年5月下旬に「受診券」を圧着はがきにてお送りしています。受診券を医療機関に持っていけば、受診は無料です。紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。受診期間は平成30年3月末日までです。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご覧ください。お気軽に支部事務所にお問い合わせください。特定健診の結果から、メタボリックシンドロームの危険性が高いと判断された方に無料で特定保健指導を受けられる利用券を送付します。生活習慣病の予防に取り組んでください。

### ※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ると特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することになっています。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

## 11 後期高齢者組合員のための保健事業のお知らせ

### ◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】 入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

### ◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】 300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

### ◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

- 【対象者】 (1)平成29度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員  
 (2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方  
 ※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

【支給額】 同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

## 12 交通事故や傷害事件は届出が必要

交通事故や傷害事件による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

## 13 仕事のストレス、人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょう。

平成29年度5月からメンタルヘルスカウンセリングを始めました。心に悩みのある方、ストレスの解消法が分からず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょう。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

**全国歯メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤル：0120-926-189（無料）**

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

## 14 歯科自家診療及びそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

## 15 ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

16 組合への届出が必要なのは、こんなとき

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 資格取得届
  - 世帯全員の住民票（個人番号除く）
  - 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
  - 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
  - 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 資格取得届
  - 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更したとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 住所氏名変更届
  - 被保険者証（再交付が必要な場合）（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
  - 世帯全員の住民票
  - 世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 被保険者証再交付申請書
  - 被保険者証返納不能届書
  - 始末書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 該当届
  - 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 該当届
  - 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

- 申請手続きに必要な書類●
  - 資格喪失届
  - 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
  - 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がございましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

栃木県支部	028-648-0472	山梨県支部	055-252-6481	青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110	富山県支部	076-432-9666	滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495	岡山県支部	086-224-7777	山口県支部	083-928-8020
鳥根県支部	0852-24-2757	鳥取県支部	0857-23-2621	香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977	高知県支部	088-823-7369	新潟県支部	025-283-3030
岩手県支部	019-623-1571	石川県支部	076-251-1011	長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108	沖縄県支部	098-996-3571		

また全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ（<http://www.zensikokuho.or.jp>）にも詳しいお知らせが掲載されています各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

# 今までも。これからも。



未来 Mirai  
信頼 Shinrai  
安心 Anshin  
ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、  
新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

## その先には、ひろがる笑顔。

**安心・信頼**  
Anshin Shinrai

### 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

### 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

**未来**  
Mirai

### 医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

### 医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、  
医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は

厚生労働省 ジェネリック

検索



厚生労働省

**全国歯報** No81 2017年9月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5  
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818  
発行人 三塚 憲二  
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>  
写真 スイス・マッターホルンの麓の村ツエルマツト 撮影者 Y. S.